

給与所得者異動届出書の記入例1【退職により普通徴収へ切替え】

第6号の6様式(1)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

従業員の社員番号など、特別徴収税額決定・変更通知書に表示してほしい管理番号があれば記入してください。特に希望がなければ空欄のままご提出ください。

1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。

※1月1日から4月30日までの異動により給与の支払がなくなる場合は、一括徴収が義務づけられています。

特別徴収税額決定・変更通知書に記載されている8桁の番号を記入してください。

法人番号を記入します。個人事業主の方は、事業主の個人番号を記入してください。

御注意
1 里のふるさとづくり推進事業の推進に資するため、特別徴収税額決定通知書に記載された特別徴収税額決定番号(個人番号)を、給与支払報告書(給与支払報告書)に記入してください。
2 給与支払報告書(給与支払報告書)に記入された特別徴収税額決定番号(個人番号)は、給与支払報告書(給与支払報告書)の提出後、変更することができません。
3 給与支払報告書(給与支払報告書)に記入された特別徴収税額決定番号(個人番号)は、給与支払報告書(給与支払報告書)の提出後、変更することができません。
4 給与支払報告書(給与支払報告書)に記入された特別徴収税額決定番号(個人番号)は、給与支払報告書(給与支払報告書)の提出後、変更することができません。
5 給与支払報告書(給与支払報告書)に記入された特別徴収税額決定番号(個人番号)は、給与支払報告書(給与支払報告書)の提出後、変更することができません。
6 給与支払報告書(給与支払報告書)に記入された特別徴収税額決定番号(個人番号)は、給与支払報告書(給与支払報告書)の提出後、変更することができません。
7 給与支払報告書(給与支払報告書)に記入された特別徴収税額決定番号(個人番号)は、給与支払報告書(給与支払報告書)の提出後、変更することができません。
8 給与支払報告書(給与支払報告書)に記入された特別徴収税額決定番号(個人番号)は、給与支払報告書(給与支払報告書)の提出後、変更することができません。
9 給与支払報告書(給与支払報告書)に記入された特別徴収税額決定番号(個人番号)は、給与支払報告書(給与支払報告書)の提出後、変更することができません。
10 給与支払報告書(給与支払報告書)に記入された特別徴収税額決定番号(個人番号)は、給与支払報告書(給与支払報告書)の提出後、変更することができません。

市町村長殿	所在地	〒012-3456	特別徴収義務者 指定番号	60000000
令和〇年〇月〇日提出	フリガナ	〇〇県××市△△1-2-3	宛名番号	1
給与支払者 特別徴収	氏名又は名称	カブシキガイシャ マルバツショウジ	担連 所属	人事課人事労務係
受給者 特別徴収	フリガナ	株式会社〇×商事	氏名	特徴 花子
受給者 特別徴収	個人番号 又は法人番号	1111111111111111	電話	000-0000-0000 内線(000)
給与 所得者	フリガナ	中野 一郎	異動 年月日	令和〇年 1月 1日
給与 所得者	氏名	中野 一郎	異動の事由	1. 退職 2. 転職・長欠 3. 休職 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. 合 7. そ [事由・理由]
給与 所得者	生年月日	昭和50年 1月 1日	異動後の未徴収	3
給与 所得者	個人番号	2222222222222222	1. 特別徴収 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
給与 所得者	受給者番号	00001234		
給与 所得者	1月1日現在の住所	中野区△△3-2-1		
給与 所得者	異動後の住所	中野区□□4-5-6		
	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	140,000		
	(イ) 徴収済額	6月 8月まで 35,600		
	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	9月 5月まで 104,400		

1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指定番号	新規 法人	新しい勤務先へは、月割額 〇〇〇〇円を 〇〇月分(翌月10日納入期限分)から 納入するよう連絡済みです。
2. 一括徴収の場合	理由	1. 異動が令和〇年 〇月 〇日 2. 異動が令和〇年 1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	要否 み記載) <input type="checkbox"/> 有から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
3. 普通徴収の場合	理由	1. 異動が令和〇年 12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和〇年 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	左記の一括徴収した税額は、 〇〇月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

【例】8月分まで徴収する場合
 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ※(ウ)の未徴収税額が普通徴収税額となります。
 普通徴収の税額通知は中野区から本人宛に送付します。

【提出先】 〒164-8501 中野区中野四丁目1番19号 中野区税務課 課税係

※異動届出書は、中野区ホームページからダウンロードできます。
 ※異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。
 ※退職等により特別徴収から普通徴収へ徴収方法を変更する方が、退職後国外へ転出(帰国)する場合は、納税義務者(給与の支払を受ける方)本人が、「納税管理人承認・認定申請」の手続きを行うようご案内ください。